

# 新たなワンストップサービス、 金融サービス仲介業の現状と展望

日本金融サービス仲介業協会  
代表理事副会長  
小野尚

2021年9月4日

# 新たな金融サービス仲介業の誕生

# 背景・経緯

- 情報通信技術の発展により、オンラインでの金融サービスの提供が可能になっています。また、就労や世帯の状況が多様化する中、利用者が、様々なサービスの中から自身に適したものを容易に選択できるようになることへのニーズが高まっています。
- 現在、銀行・証券・保険すべてのサービスをワンストップで利用者に提供する仲介業者は5者のみとなっています。

## 様々な金融サービス



## 仲介業者の数

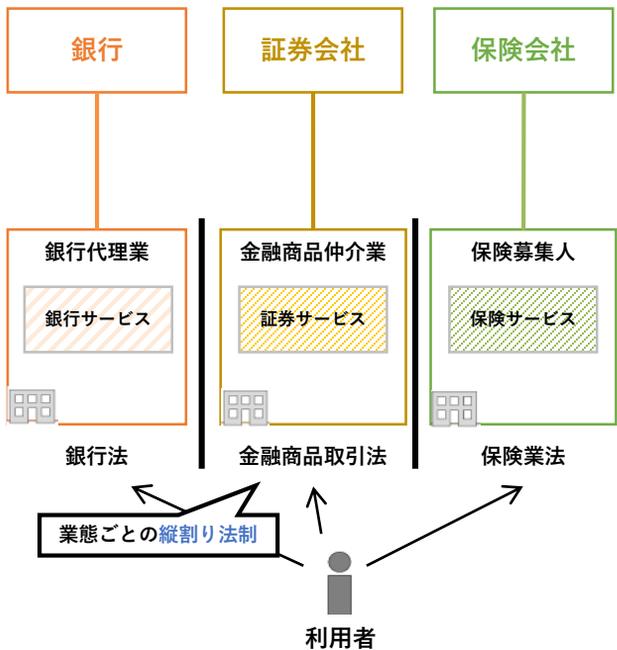
銀行 (銀行代理業者)	79者 (2019年12月末)
証券 (金融商品仲介業者)	888者 (2019年12月末)
生命保険 【法人・個人計】 (生命保険代理店) 損害保険 (損害保険代理店)	8万5,862者 18万 319者 (2019年3月末)
うち 銀行・証券・保険すべての サービスを仲介する業者	5者 (2019年12月末)

※生命保険協会、日本損害保険協会、金融庁の仕様に基づき作成。

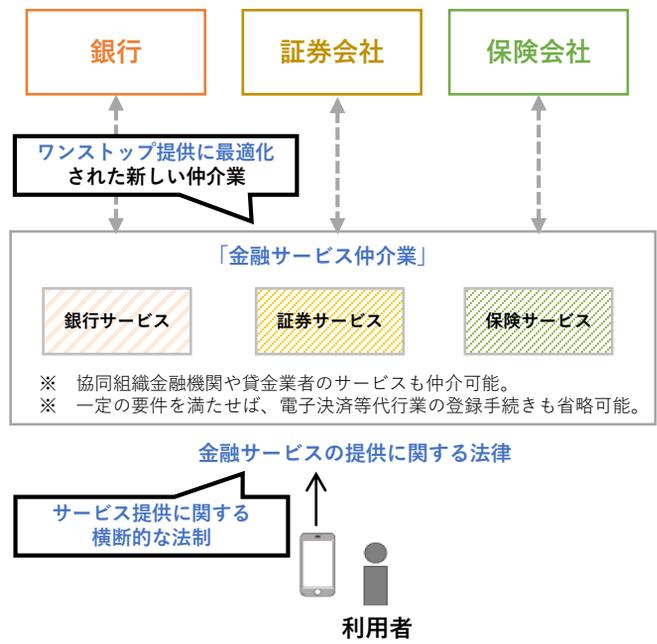
# 「金融サービス仲介業」の創設

- 「金融商品販売法」を「金融サービスの提供に関する法律」に改称し、「金融サービス仲介業」が新たに創設されました。
- 業態ごとの縦割りだった既存の仲介業と異なり、1つの登録で銀行・証券・保険すべての分野のサービスを仲介可能とするなど、ワンストップ提供に最適化させることが目的となっています。

既存の仲介業



「金融サービス仲介業」



# 金融商品仲介業と金融サービス仲介業との比較

	金融商品仲介業		金融サービス仲介業	
業務範囲	売買の媒介、募集又は売出しの取扱い等		同左	
顧客口座	なし（金銭預託、有価証券の保護預りなし）		同左	
所属制	あり		なし	
損害賠償責任	なし（委託元証券会社が負う）		あり	
財産的基礎	なし		<u>あり（保証金の供託）</u>	
取扱可能商品	制限なし（店頭デリバ等を除く）		<u>制限有り（後述）</u>	
取引時確認義務	なし		なし	
行為規制	業務（勧誘・広告等）に応じ、証券会社と同様の行為規制		同左（予定）	
書面交付・説明義務	委託元証券会社（実務上仲介業者にも分担）		新仲介業者と委託元証券会社で分担	
自主規制	業者	なし （委託元証券会社の指導・監督を通じた間接的な規制）	業者	新協会規則（検討予定）
	委託元	日証協規則	委託元	日証協規則（検討予定）
業者数	879社（法人602、個人277、2020/8/31時点）		-	

## 金融サービス提供法の概要 (2021年11月1日施行)

(赤字は政令事項、青字は内閣府令事項)

\* 「金融商品販売法」から「金融サービス提供法」に題名変更

- 1つの登録で銀行・証券・保険すべての分野のサービスを提供できる「金融サービス仲介業」を創設。
- 既存の代理業者のように特定の金融機関への所属は求めない一方、顧客保護等のために必要な規制を整備。



### 顧客



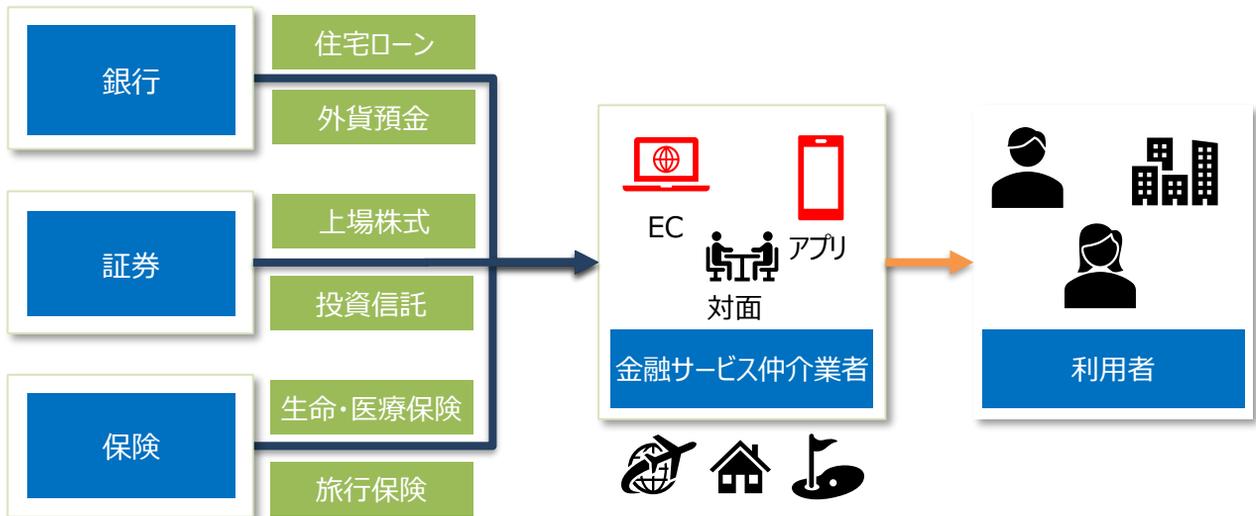
#### 【その他顧客保護等のための主な規制】

- ・顧客に対する情報提供(金融機関との資本関係・人的関係・委託関係の有無等)
  - \*顧客から求められたときは、仲介業者が金融機関から受け取る手数料等も開示
  - \*商品・サービスに関する情報提供については、仲介業者と金融機関で分担することも可能
- ・顧客情報の適正な取扱い(顧客の同意なく仲介分野間や兼業業務との間等の顧客情報の利用を禁止等)

(注) このほか、既存の代理業者等に対する規制を踏まえ、仲介分野ごとに必要な行為規制を過不足なく適用

# ワンストップの金融サービス仲介業の可能性

- 利用者と金融サービス仲介業者、双方にとって新たな接点の拡大につながり、利用者の利便性が向上すると考えられます。
- 金融機関にとっても、新たな顧客接点が拡大して、特定の個別ニーズに応じた商品提供につながる可能性が広がります。
- Embedded Finance（埋め込み型金融）での、金融サービス仲介業者と金融機関双方のサービス展開にもつながります。



※ 高度な説明を要しないと考えられる商品・サービスに限って取扱いが認められる

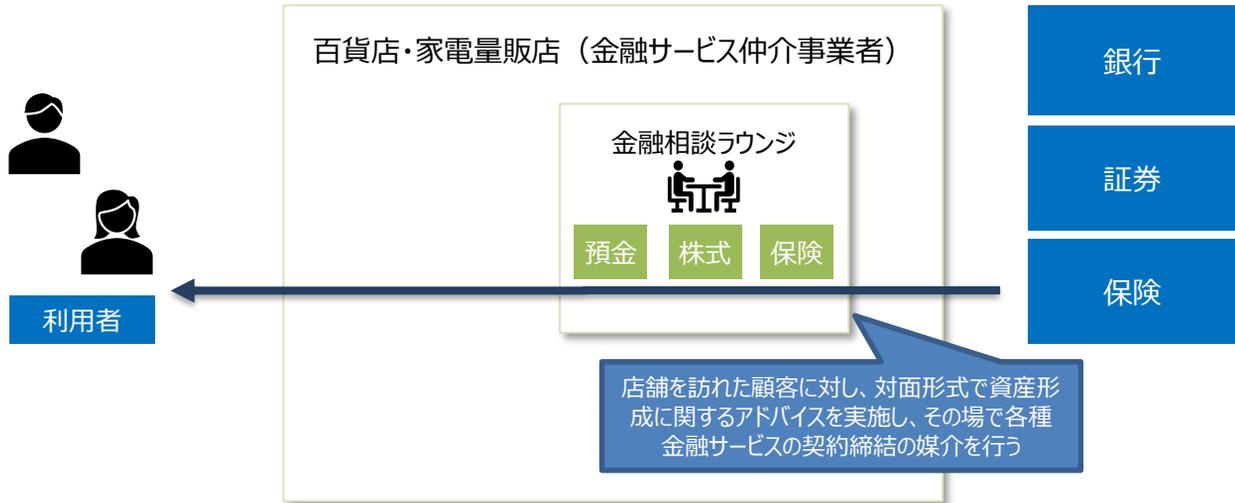
# 想定されるサービス例(eコマース事業者)

- 物品の売買プラットフォームを提供するeコマース事業者が、新たな商品として金融商品を幅広く提供し、プラットフォームの品揃えを強化することにより、Webサイト価値を向上することが考えられます。

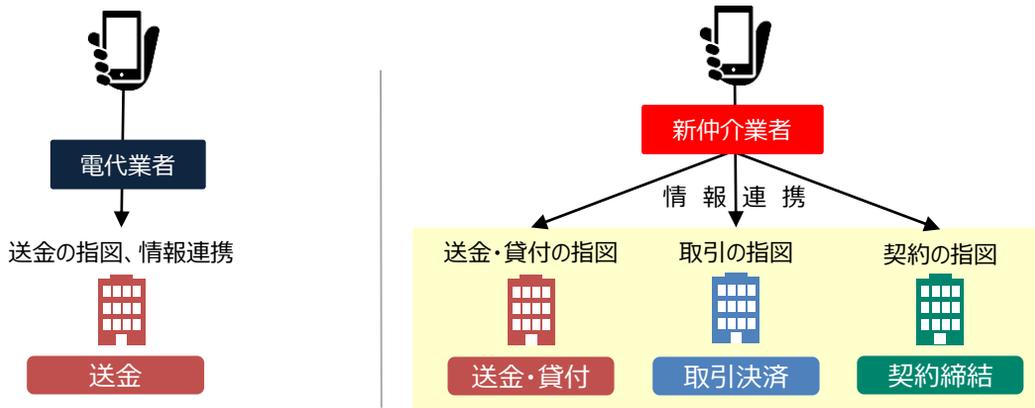


# 想定されるサービス例（百貨店・家電量販店等）

- 金融サービス仲介業は主にオンラインでのサービス提供を念頭にしていますが、対面形式でのサービス提供も可能です。
- 百貨店や家電量販店等が金融相談ラウンジを店舗内に設置し、顧客の資産形成相談を受けることが考えられます。また、保険代理店等が、提案可能な商品の範囲を広げるために金融サービス仲介業を活用することも考えられます。

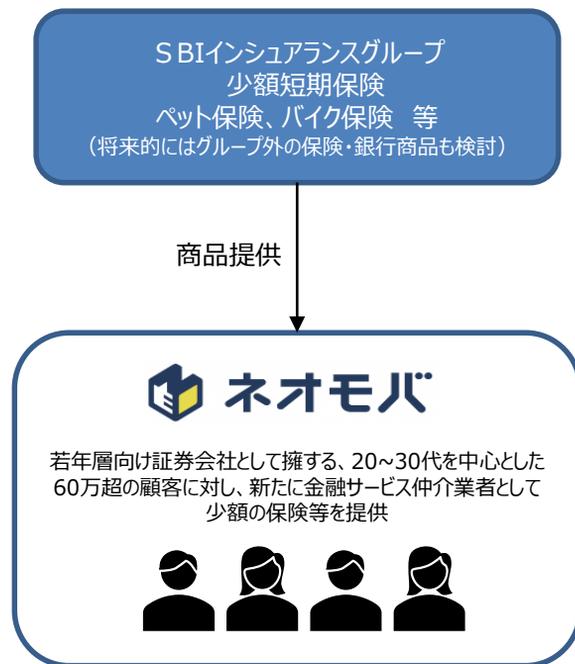
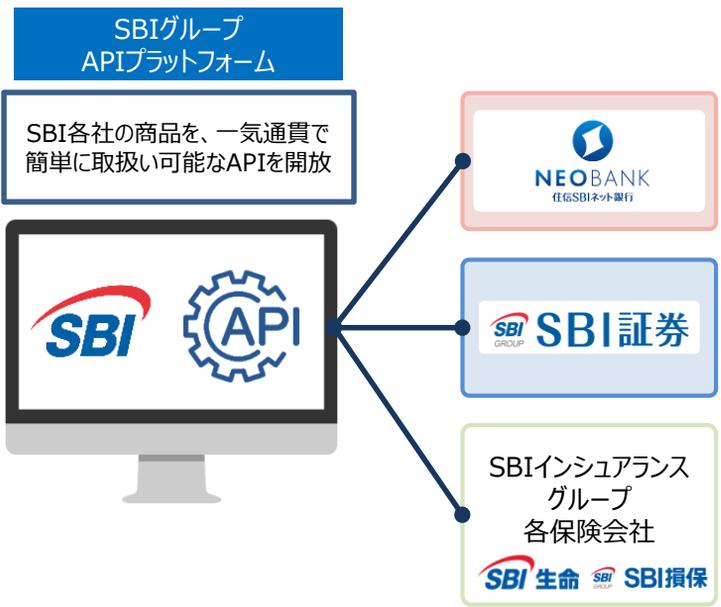


- 電子決済等代行業では、「決済指図伝達サービス」と「口座情報取得サービス」の2つがあります。一方、証券・保険分野には電代業に位置付けられるルールがありませんでしたが、金融サービス仲介業により、金融機関のサービスをAPI経由で利用することで、電代業よりも幅広い商品を取り扱うことができるようになると考えられます。
- 「媒介」の範囲で、どこまで各金融サービスを提供できるかによっても異なってきますが、金融サービス仲介業においては、以下のようなビジネスモデルが想定されます。



	ビジネスモデル	収益源
1	中小企業向け会計ソフト上でのファイナンス提案	サービス利用料 媒介手数料 委託元からの媒介報酬
2	家計簿アプリ上での資産運用提案	
3	銀行、証券、保険における事業者比較サービス	
4	個人ファイナンシャルプランナーによる提案	

- SBIグループでは、商品提供側・仲介業者側の両面で金融サービス仲介業の普及に向け準備を進めております。
- 既に住信SBIネット銀行が銀行代理業者向けのAPI開放を行っておりますが、SBIグループの証券会社等にもAPI開放を拡大し、金融サービス仲介業者向けの商品提供を検討しております。
- また、若年層向け少額投資サービスを提供するSBIネオモバイル証券が金融サービス仲介業者として11月1日の法施行に合わせ業開始予定です。



# 今後のスケジュール

## 金融サービス提供法に関するスケジュール



2020年6月12日	改正法の公布
2021年2月22日	政令案・監督指針案等の公布・公表 パブリックコメント ※3月24日まで
2021年6月2日	政令・監督指針等の公布・公表 パブリックコメント結果公表
2021年11月1日	施行期日

# 日本金融サービス仲介業協会設立について

## 協会設立にあたり

- 情報通信技術の発展により、インターネットを通じた銀行振込みや証券取引、非対面形式で完結する保険契約の締結のように、オンラインで円滑に金融サービスを提供することが可能となりました。世帯の有り方や働き方が多様化する中で、利用者が様々な金融サービスの中から自身に適したものを選択しやすくなることが求められています。
- このような背景を踏まえ、1つのライセンスで「銀行・証券・保険」すべての分野の金融サービスをワンストップで仲介可能とする新たな業種を創設することを目的に、2020年6月に「金融商品販売法」が「金融サービスの提供に関する法律」（以下、「金融サービス提供法」という。）に改正され、「金融サービス仲介業」が定められました。

- 金融審議会での議論からは、「金融サービス仲介業」のビジネス事例として、自らの家計収支や、銀行預金のみならず株式や投資信託なども含めた総合的な金融資産の状況の把握を可能とする「家計簿アプリ」を提供する事業者が、顧客意向を確認した上で資産の運用を提案したり、各事業者のAPI等を通じて最適なポートフォリオ構築に向けた取引の総合窓口となったりすることが考えられます。他にも、法人向け会計ソフトを提供する事業者が、会計サービスを通じて把握した法人顧客の融資ニーズや資産状況を基に、AIを活用して最適な融資事業者を紹介するビジネスなどが挙げられます。金融サービス提供法の改正後の事業者間の議論では、電子決済等代行事業者だけでなく、様々な種類の事業者が参画に興味を示しているところです。
- 今後も、AIやビッグデータ等の先端技術の活用によりイノベーションが促進され、更に利便性の高い金融サービスの実現が期待されます。同時に、不公正な取引やシステムリスクの顕在化を未然に防止し、法令遵守や利用者保護を金融サービス仲介業者に徹底させることも極めて重要です。
- これらを踏まえて、2021年内に予定されている金融サービス提供法の施行に向けて、「金融サービス仲介業」について、関連する業務の適正を確保し、その健全な発展及び利用者の保護に資することを目的に、「金融サービス仲介業」の普及推進及び自主規制機能を担う一般社団法人を設立いたしました。

# 設立概要

<p>名称</p>	<p>一般社団法人 日本金融サービス仲介業協会 (Japan Financial Service Intermediary Business Association)</p>
<p>略称</p>	<p>JFIM ジェイフィム</p>
<p>設立日</p>	<p>2021年4月22日</p>
<p>住所</p>	<p>東京都中央区日本橋茅場町1丁目8-1 茅場町一丁目平和ビル8F</p>



# 社員・理事・監事について

- 金融サービス仲介業を行う確度の高い事業者が設立時社員として参加する他、銀行・証券・保険各分野で商品を卸す側の会員として参画予定の事業者からも理事を選出いたします。

## 社員総会

- 株式会社400F
- 株式会社SBIネオモバイル証券



代表理事（左より、小野尚、中村仁、落合孝文）

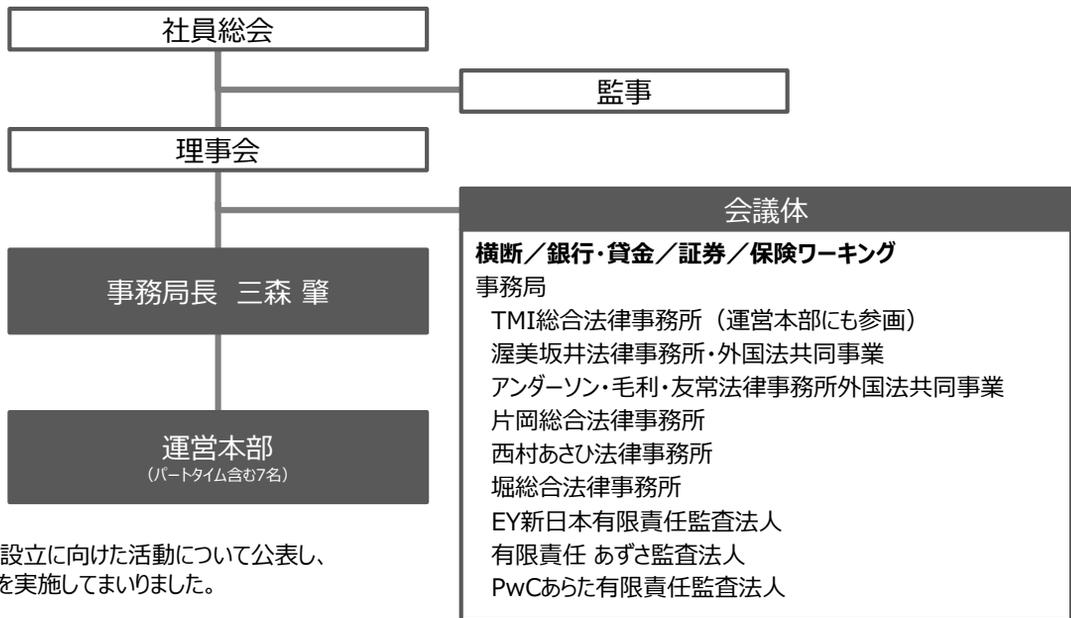
## 監事

河合 健  
(アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業)

理事会	代表理事 会長	中村 仁	(400F)
	代表理事 副会長	小野 尚	(SBI生命)
		落合 孝文	(渥美坂井法律事務所・外国法共同事業)
	理事	五十嵐 正明	(SBI損保)
		小川 裕之	(SBIネオモバイル証券)
瀧 俊雄		(電子決済等代行事業者協会)	
小泉 美果		(freee)	
	吉野 直行	(金融庁 金融研究センター長) ※就任予定	
	三森 肇	(日本金融サービス仲介業協会) ※就任予定	

# 認定取得までの組織体制について

- 設立後、認定取得までは、これまでの検討\*の成果を活用しシンプルな組織としています。
- 本年6月1日より事務局長が就任いたしました。
- 運営本部は関係各所からの出向者・リモートでの作業担当で運営を行っています。



\*2020年5月に新団体の設立に向けた活動について公表し、その後、有志による検討を実施してまいりました。

<https://fintechjapan.org/news/2636/>



お問い合わせ先（運営本部メールアドレス）  
[info@jfim.or.jp](mailto:info@jfim.or.jp)

公式twitter  
[@JFIMofficial](https://twitter.com/JFIMofficial)